

医療法人社団光生会
介護老人保健施設ハートランド・ぐらんぱぐらんま
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団光生会が開設する介護老人保健施設ハートランド・ぐらんぱぐらんま（以下「当施設」という。）が実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って適正な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を実施し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の従事者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を維持できるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることを基本方針とする。

- 2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係区市町村、地域包括支援センター、その他地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して利用上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人社団光生会介護老人保健施設ハートランド・ぐらんぱぐらんま
- (2) 開設年月日 平成7年9月29日（7衛健高第485号）
- (3) 所在地 東京都八王子市美山町1074
- (4) 電話番号 042-652-2155 FAX番号 042-652-2170
- (5) 管理者名 山本 一章（施設長）
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1357080187）

（職員の職種、員数）

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、当施設内で行われる施設サービス、短期入所療養介護サービス（介護予防短期入所療養介護）及び通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）にあたるものを含めて以下のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名

- (2) 医師 1名以上
- (3) 理学療法士・作業療法士 4名以上

(従業員の職務内容)

第6条 当施設訪問リハビリテーションに従事する理学療法士・作業療法士等の職務内容は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づきながら、医師の指導のもとに適正なりハビリテーションを実施する。

(営業日及び営業時間)

第7条 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時40分から午後4時45分までとする。

(利用者の負担額)

第7条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額は厚生労働大臣が定める額とし、別に定める料金表により支払を受ける。
- (2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の業務を実施する地域は以下のとおりとする。

八王子市

(訪問リハビリテーション計画)

第10条 訪問リハビリテーション計画（以下計画という）は、利用者の病状、心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえ、居宅サービス計画に沿って作成する。計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、計画が居宅サービス計画に沿ったものか確認し、必要に応じて変更する。

(職員の服務規律)

第11条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(職員の質の確保)

第12条 施設職員の資質向上のために、随時勉強会・研究会等を実施し、その他施設内外における各種研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第13条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団光生会介護老人保健施設ハートランド・ぐらんぱぐらんまの就業規則による。

(職員の健康管理)

第14条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(守秘義務)

第15条 施設職員に対して、施設職員が在職中はもとより、退職後においても、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(苦情処理)

第16条 当施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、提供した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第17条 当施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、関係区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 当施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団光生会介護老人保健施設ハートランド・ぐらんぱぐらんまの役員会において定めるものとする。

附 則

この運営規定は、平成20年4月1日から施行する。

この運営規定は、平成20年6月1日から施行する。

この運営規定は、平成21年4月1日から施行する。

この運営規定は、平成26年4月1日から施行する。

この運営規定は、平成27年4月1日から施行する。

指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション料金表

1 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

内 容	単 位	介護報酬額	自己負担額（1割）
訪問リハビリテーション加算	500単位	円	円

2 指定訪問リハビリテーションの加算

内 容	単 位	介護報酬額	自己負担額 （1割）
リハビリテーションマネジメント加算	+20単位	円	円
短期集中リハビリテーション加算	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月以内	+330単位	円
	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内	+200単位	円

3 介護予防訪問リハビリテーションの加算

内 容	単 位	介護報酬額	自己負担額 （1割）
リハビリテーションマネジメント加算	+20単位	円	円
短期集中リハビリテーション加算	退院・退所日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内	+200単位	円